

面会交流日のお休み連絡について

受理面談時に父母間で決められた面会交流回数を両者が守るために2024年4月1日よりルールを追加いたします。

登録時には全員の方に必ず面会交流回数を決めてお申し込みいただいています。決められた面会交流日にお休みをするときまたは成立後にキャンセルするときは、ふぁみちえんに理由を必ず連絡し、ふぁみちえんが求めたときは各種証明書や証明できるもののコピーを提出してください。証明できるものが無い場合は詳細を文書またはメールにてお知らせください。

理由項目

- ・親・子の体調不良（診断書、診療明細のコピーなどを提出）
- ・交通手段の不都合（遅延証明書、新聞又はインターネット記事のコピーなどを提出）
- ・事故・事件（警察発行の事故証明のコピーなどを提出）
- ・忌引き（会葬御礼又は各種証明書のコピーなどを提出）
- ・親の仕事都合
- ・子の学校、習い事都合
- ・その他

相手方が求めた場合は理由項目のみを伝えます。また、両者の合意があれば診断書なども開示いたします。

2024年4月1日

一般社団法人 Families Change
代表理事 光岡隆之 今枝朱美